

別表第 1

事業所・施設等の種別	根拠法令
居宅介護事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する事業を運営する事業所
重度訪問介護事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する事業を運営する事業所
同行援護事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第4項に規定する事業を運営する事業所
行動援護事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第5項に規定する事業を運営する事業所
療養介護事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する事業を運営する事業所
生活介護事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する事業を運営する事業所
短期入所事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する事業を運営する事業所
重度障害者等包括支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第9項に規定する事業を運営する事業所
施設入所支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第10項に規定する事業を運営する事業所
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する事業を運営する事業所
自立訓練事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する事業を運営する事業所
就労移行支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する事業を運営する事業所
就労継続支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第14項に規定する事業を運営する事業所
就労定着支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する事業を運営する事業所
自立生活援助事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する事業を運営する事業所
共同生活援助事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する事業を運営する事業所
相談支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する事業を運営する事業所
基本相談支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項に規定する事業を運営する事業所
地域移行支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第20項に規定する事業を運営する事業所
地域定着支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第21項に規定する事業を運営する事業所
児童発達支援事業所	児童福祉法（昭和22年法律第168号）第6条の2の2第2項に規定する事業を運営する事業所
放課後等デイサービス事業所	児童福祉法（昭和22年法律第168号）第6条の2の2第3項に規定する事業を運営する事業所
居宅訪問型児童発達支援事業所	児童福祉法（昭和22年法律第168号）第6条の2の2第4項に規定する事業を運営する事業所
保育所等訪問支援事業所	児童福祉法（昭和22年法律第168号）第6条の2の2第5項に規定する事業を運営する事業所
障害児相談支援事業所	児童福祉法（昭和22年法律第168号）第6条の2の2第6項に規定する事業を運営する事業所